

議案第54号

静岡市都市公園条例の一部改正について

静岡市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月16日提出

静岡市長 田辺信宏

静岡市都市公園条例の一部を改正する条例

静岡市都市公園条例（平成15年静岡市条例第231号）の一部を次のように改正する。

別表第2の4公園を占用する場合（1）法第7条第1項第6号に規定するもの及び消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第8条に規定する駐車場その他の施設の表中

「

イ 第4条第1項第4号に規定する行為のために設けられる仮設の工作物	清水日本平運動公園の球技場 で競技会、展示会、博覧会、映画会、集会、撮影会その他これらに類する催しを行う場合に広告を掲出するために設けられる看板、横断幕その他これらに類するもの	表示面積1平方メートル1日につき	3,300円
-----------------------------------	---	------------------	--------

を

」

「

イ 第4条第1項第4号に規定する行為のために設けられる仮設の工作物	清水日本平運動公園の球技場 でアマチュアスポーツの競技会、展示会、博覧会、映画会、集会、撮影会その他これらに類する催しを行う場合に広告を掲出するために	表示面積1平方メートル1日につき	520円
-----------------------------------	--	------------------	------

れる仮設 工作物	設けられる看板、横断幕その 他これらに類するもの			に
	清水日本平運動公園の球技表示面積1平方メートル1日につ 場でアマチュアスポーツ以 外の競技会を行う場合に広 告を掲出するために設けら れる看板、横断幕その他これ らに類するもの		2,600円	
	清水日本平運動公園の球技表示面積1平方メートル1月につ 場でアマチュアスポーツ以 外の競技会を行う場合に当 該競技会を行わない日を通 じて広告を掲出するために 設けられる看板、横断幕その 他これらに類するもの		6,600円	

改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。